

平成 16 年 12 月 21 日制定

平成 18 年 5 月 18 日改定

平成 27 年 9 月 24 日改定

## 原子力規格委員会 功労賞 表彰規約

### (目的)

第 1 条 この規約は、原子力規格委員会（以下、委員会という。）の功労賞の表彰に関する必要な事項を定め、委員会、分科会、検討会等の各委員（以下、委員会構成メンバーという。）の活動に報いることを目的とする。

### (表彰対象)

第 2 条 表彰は、次の各号に掲げる表彰事由のいずれかに該当する委員会構成メンバー及び過去に委員会構成メンバーであった者に対して授賞する。

- 一 委員会の扱う規格の制定及び改定に係わる活動に貢献が顕著であったとき
- 二 委員会の扱う規格の普及に係わる活動に貢献が顕著であったとき
- 三 その他、委員会活動に貢献が顕著であったとき

2 原則として、前項第一号は、過去 5 年の範囲のもの、第二号及び第三号は、長期に渡るものを対象とする。

3 委員会が特別の事情を認めた場合は、委員会外部の個人又は団体に対しても授賞できる。

### (推薦及び申請手続き)

第 3 条 委員会構成メンバーは、受賞候補者を推薦することができる。なお、推薦人数は原則として前条第 1 項に掲げる表彰事由各号につき 1 名までとする。

2 事務局は、毎年末を目途に、委員会構成メンバーに対し、様式－1 に定める推薦申請書を送付する。

3 推薦者は、受付期間内に、推薦申請書を事務局に提出する。

### (選考及び決定)

第 4 条 表彰者の選考のため、委員会に表彰審議会を設置する。

2 表彰審議会は、主査 1 名及び委員 5 名程度で構成する。

3 表彰審議会の主査及び委員は、委員会の委員長が副委員長と協議して任命する。

4 表彰審議会の主査及び委員の任期は 2 年とし、4 回を超えない範囲で再任できるものとする。

5 表彰審議会は、各年度末の委員会までに当該年度の表彰者を選考する。ただし、委員会が特別の事情を認めた場合は、その都度選考することができるものとする。

6 委員会は、表彰審議会の選考に基づき表彰者を決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、委員会の委員長が表彰者に表彰状を授与してこれを行う。ただし、特別の事情を認めた場合は、その都度表彰することができる。

2 表彰の内容は、新聞、雑誌、委員会のホームページに掲載することで公表し、表彰者の所属する組織がある場合はその適切な部門に通知する。

(守秘義務)

第6条 表彰審議会の主査及び委員は、表彰審議会の審議内容について守秘義務を負うものとする。

(規約の変更・廃止)

第7条 本規約を変更又は廃止するときは、委員会の承認を得なければならない。

以 上

## 原子力規格委員会 功労賞 推薦申請書

提出日 年 月 日

1 受賞候補者	委員会等名称		氏名(ふりがな)	年齢	備考
	勤務先 職名				
所在地 連絡先	〒 (Tel FAX ) E-Mail				

2 推薦者	委員会等名称	氏名	勤務先・職名	所在地・連絡先
				〒 Tel E-Mail

3 推薦理由	原子力規格委員会 功労賞 表彰規約 第2条 (表彰対象) (該当号数に○をつけてください。) 一 委員会の扱う規格の制定及び改定に係わる活動に貢献が顕著であったとき 二 委員会の扱う規格の普及に係わる活動に貢献が顕著であったとき 三 その他、委員会活動に貢献が顕著であったとき			
	具体的推薦理由 (活動の実績・成果、貢献内容など)			

**提出先**  
 〒100-0006  
 東京都千代田区有楽町 1-7-1  
 (有楽町電気ビル北館4階)  
**一般社団法人 日本電気協会 技術部**  
**原子力規格委員会 事務局**  
 E-mail:  
 Tel (03) 3216-0558  
 Fax (03) 3216-3997